

独立監査人の監査報告書

平成23年6月3日

学校法人 森ノ宮医療学園
理事会 御中

グローバル監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士

大谷と樹 

代表社員
業務執行社員

公認会計士

中河光雄 

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和51年7月13日付け文部省告知第135号に基づき、学校法人森ノ宮医療学園の平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表及び基本金明細表を含む。）並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般的に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人森ノ宮医療学園の平成23年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

学校法人 森ノ宮医療学園
理事長 森 俊豪 殿
評議員会 議 長 殿

作成日 平成23年5月27日

学校法人森ノ宮医療学園

監 事 小林 由 幸 
監 事 日根野 文子 

私たちは、学校法人森ノ宮医療学園の監事として、私立学校法第37条第3号に基づいて平成22年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)における学校法人森ノ宮医療学園、並びに出版部の財産目録及び計算書類(資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表、及び収益事業に係る貸借対照表・損益計算書)を含め、学校法人の業務及び財産に関し、監査を行いました。

監査の結果、私たちは上記の計算書類は学校法人会計基準並びに会社計算規則に準拠しており、学校法人森ノ宮医療学園の平成23年3月31日現在の財政状態及び、同日をもって終了する会計年度の経営成績を適正に表示しているものと認めました。

また、私たちは学校法人の業務および財産に関する不正の行為、または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以 上